

20年以上にわたる地道な活動 今年も阿賀野川で鮭の稚魚14万びきを放流

4月6日、横雲橋下流の阿賀野川河川敷で、鮭の稚魚の放流が行われました。阿賀野川漁業協同組合連合会の職員により、阿賀野川で捕れた鮭から生まれ体長6センチほどに成長した稚魚14万びきが、トラックに積まれた水槽からビニールホースを通して次々と放流されました。

3～4kgに成長した鮭が阿賀野川に帰ってくるのは約4年後。放流した約3%の4千びきほどが戻ってくるそうです。

阿賀野川では、11月・12月には鮭漁をする姿がよく見られ、鮭料理が当町の自慢料理となっていますが、多くの鮭が捕れるのは、このように稚魚の放流を20年以上続けてきた関係者の地道な努力によるものです。

昨年の町内での交通事故死亡者はゼロ 交通事故ゼロを目指して真剣な取り組み

4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が各地で実施されました。町内では期間中、朝の通勤通学の時間帯に、交通安全協会やPTA、地域の方々などが町の主要交差点17か所に立ち、歩行者やドライバーに交通安全を呼びかけました。また、9日には、交通安全母の会、交通安全指導員、高齢者交通安全推進員など22名が参加し、川根町と茜ヶ丘の70歳以上の高齢者宅111世帯（138名）を訪問し、交通事故に注意するよう呼びかけながら、交通事故防止のチラシや反射材などを手渡しました。

平成12年中の町内での交通事故死亡者はいませんでしたが、けが人は83人おり、交通事故発生ゼロを目指して、町では今後も運動を進めていきます。



今年も木津の夜桜のライトアップ 連日連夜、人々の目も心も楽しませる

4月8日から21日までの日没から午後9時まで、木津さくら会館前の小阿賀野川堤防沿いに植えられている10本ほどの桜のライトアップが行われました。平成8年から始められ、今年で6回目となりました。

日中は色鮮やかな桜を眺め、夜は暗い空間にたくさんの提灯とライトで幻想的に映し出される桜を眺めながら、各自で持ち寄った酒やだんごなどを味わい、世間話に花を咲かせる地域の人たちの姿が見られたほか、桜の木の下で駆け回っている子どもたちもいました。

当初は14日からの予定でしたが、温暖な日が早くから続いたために早く開花し、連日連夜、人々の目も心も楽しませていました。



横越町観光特産品センター「たもぎの里」 恒例の桜まつり 開催

冬期間閉店していた横越町観光特産品センター「たもぎの里」（北方文化博物館大駐車場となり）が、4月1日から営業を開始し、4月20日、毎年恒例となった桜まつりが開催されました。

当日は、各店とも自慢の品を通常より安く提供したり、煮物や山菜のてんぷらなどの当日限りの特別品、町内で生産された野菜、漬け物などが販売されたほか、花見だんごやポップコーンが無料で配られ、子どもからお年寄りまで多くの人たちが列をつくりました。また、家族連れや友だちどうして、店先でお茶などを飲みながらくつろぐ姿も見られました。

なお、たもぎの里は、11月30日まで営業しています。



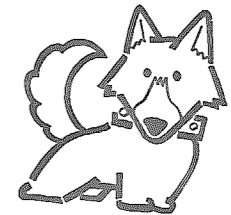
月日	会場	実施時間
5月8日(火)	農村環境改善センター（沢海）	9:15～9:45
	農業構造改善センター（木津2）	10:05～10:30
	二本木公会堂跡（二本木4）	10:50～11:30
	川根谷内公会堂（川根町2）	11:45～12:15
	小杉コミュニティセンター（小杉）	13:30～14:00
	横越町役場前（中央1）	14:20～15:35

他の市町村の集合注射会場で注射を受けることはできません。

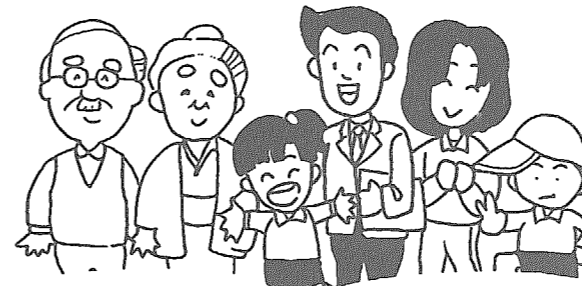
- ・犬の登録・注射料金
登録済みの方ではがきを持参した人は、注射料金は3、100円です。
新規に犬（生後91日以上）を飼う方は、登録・注射料金を合わせて6、100円です。
- ▼注意事項
・体調の悪い犬は事前に獣医師に相談してください。
・犬が死亡したり、人に譲渡、転居等をした場合には、市町村役場へ連絡してください。
・今回の注射を受けられない場合は、はがきを持って動物病院で受けてください。
・フンの始末用にちり紙、ビニール袋等を持参してください。

犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせないと法律で罰せられます。犬の健康のためにも、必ず予防接種を受けましょう。町では、狂犬病予防注射を5月8日(火)に実施します。当日は、犬を制御できる方が連れてきてください。制御できないと注射はできません。登録済みの方には、はがき（通知）が町から注射日前に個人あてに送付されますので、忘れずに持参してください。はがき裏面に犬の健康状態の問診がありますので、必ず事前に記入をお願いします。

年一回は受けましょう
狂犬病予防注射



国民健康保険



加入するとき

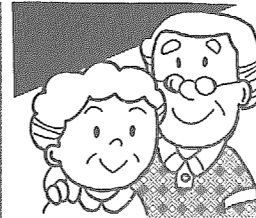
1. 他市町村から転入した時。
2. 職場の健康保険をやめた時。
3. 子どもが生まれた時。
4. 生活保護を受けなくなった時。

やめるとき

1. 他市町村へ転出した時。
2. 職場の健康保険などへ入った時。
3. 死亡した時。
4. 生活保護を受けた時。

届け出は14日以内に

退職者医療制度
を受けられる人



長い間、会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている
69歳以下の人とその扶養者。

児童手当
所得制限限度額
が引き上げ
られます

児童手当は、義務教育就学前の児童を養育している方に支給されます。現在、受給していない方も、所得制限の引き上げ（下記参考）により受給対象となる方は、5月中に認定請求を健康推進課へ

(参考) 所得制限限度額（平成13年度）

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円

扶養親族3人以上の場合もあります。

提出して下さい。
▼注意 児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。所得が一定額以上の場合、児童手当は支給されません。▼義務教育就学前の児童 6歳到達後最初の3月31日までの児童（平成7年4月2日以降に生まれた児童）

▼問い合わせ 健康推進課
385-2111

